

## 下限面積の別段面積の設定について

平成21年12月施行の改正農地法により、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会は下限面積の別段面積について毎年審議することになっています。（下限面積とは、耕作のために農地の所有権を取得しようとする場合に、必要とされる経営耕地面積のことです）

令和3年6月10日の農業委員会総会で下記の通り決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 【 現行の下限面積の別段の面積30アールの変更は行わない 】

（理由）2015年農林業センサスで、管内の農家で30アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の約4割(※)を超えているため、下限面積の別段面積を30アールとする。

(※) 経営耕地面積規模別農家数（農林水産省統計部「2015年農林業センサス（組替集計）」から

#### 【 空き家に附属した農地（農業委員会が指定した農地に限る）については、原則1アールとする 】

（理由）空き家に附属した農地については、常陸大宮市空き家バンク制度に登録された空き家に附属する農地であって、定住及び新規就農の促進、遊休農地の解消を図るものとして、常陸大宮市空き家に附属する農地の別段の面積取扱規程に基づき指定した農地に限定し適用する。

ただし、附属した農地が原則の面積を下回る場合は、状況等を勘案し個別に決定する。